

「広告及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)等の一部改正について

平成 16 年 1 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

昨今の証券業界では、多様な商品・サービスの提供が行われているとともに、インターネット、電子メール等の新たな媒体を利用した広告も積極的に行われているところである。

本協会では、このような状況等を鑑み、「広告及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)等の見直しについて、自主規制委員会の下部機関である『「広告及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング』において検討を行ってきたところであるが、今般、同ワーキングにおける検討結果を踏まえ、広告及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)及び「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)の一部を改正することとしたい。

改正の内容

1. 「広告及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)

項 目	内 容
(1) 規則の名称	・規則の名称を「広告等及び景品類の提供に関する規則」とする。
(2) 広告等の定義	・「広告」という用語を「広告等」に変更し、広告、勧誘資料、説明資料、宣伝物その他いかなる名称であるかを問わず、協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引等を誘引する手段として行う表示(口頭による表示を除く。)については、「広告等」に該当することを明確化する。また、インターネット、電子メール等を利用して提供する表示及び一の顧客を対象とする表示についても、「広告等」に該当することを明確化する。(第2条第1項、第2項関係)

項 目	内 容
(3)基本原則及び禁止行為	基本原則として、分かりやすい表示に努める旨を規定する。(第3条第1項関係) 恣意的又は過度に主観的な表示の禁止及び判断、評価等の根拠の明示については、基本原則から禁止行為に移管する。(現行第3条第2項、第3項、第4条第1項関係) 第三者に行わせる広告等又は景品類の提供に係る禁止行為の規定について、「対価を与え又は与えることを約束して」という要件を問わず適用することとする。(第4条第3項関係)
(4)協会の内部審査等	協会は、広告等又は景品類の提供を行うときは、協会が任命した広告審査担当者が禁止行為に該当する事実がないかどうかの審査を行うものとする。ただし、適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人又は団体のみを対象として行う広告等については審査を不要とする。(第5条第1項関係) 広告審査担当者として任命できる者の範囲は、内部管理統括責任者、営業責任者資格試験の合格者、内部管理責任者資格試験の合格者又は本協会が適当であると認めた者とする。(第5条第2項、第3項関係) 次の広告等については、審査を省略することができることとする。(第5条第4項) イ 営業所、営業時間又は取扱商品等の営業案内 ロ マクロ経済レポート、業界レポート ハ 有価証券の価格等の表示 ニ 相場状況の表示(事実の表示に限る。) ホ 特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないもの
(5) 広告等の照会等	・ 広告等の照会等に係る規定を削る。(現行第6条関係) なお、本改正後においても、協会は、その業務として、協会からの広告等及び景品類の提供に関する照会に対し適切に対応する。

項 目	内 容
(6)社内管理体制の整備	・ 広告等及び景品類の提供の適正化を図るとの観点から社内規則を制定し、役職員にこれを遵守させるものとする。(第6条関係) なお、社内規則については、おって、協会から参考様式(モデル)を提示する予定である。
(7)違反に対する調査	・ 協会員は、本協会からの資料提出の請求又は事情の聴取を求められた場合には、これに応じなければならないことを明示する。(第7条第2項関係)
(8)アナリスト・レポートの取扱い	・ アナリスト・レポートに係る取扱いについては、本規則の規定に関わらず、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)に定めるところによるものとする。(第9条関係)
(9)その他	・ その他、字句の調整等、所要の改正を行う。

2. 「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)

「広告及び景品類の提供に関する規則」の改正に伴い、「証券従業員に関する規則」について、所要の改正を行う。(第9条第3項第20号関係)

実施の時期

本改正は、社内規則の参考様式(モデル)及び広告等に関する指針の作成及び改訂後に施行することとし、実施時期としては、平成16年4月又は5月を目途とする。

(注) 「広告及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキングにおいて検討を行っている規則改正の案文は別紙 1 及び別紙 2 のとおりである。

なお、同改正案文は、本パブリック・コメントの結果及びワーキングにおける検討の結果を踏まえ、修正される可能性がある。

以 上

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成 16 年 1 月 14 日から平成 16 年 1 月 28 日 17：00 まで（必着）

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

（注）住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

本件に関する問い合わせ先：

日本証券業協会 会員部 担当：松本、鵜飼、丸山（Tel：03 - 3667 - 8453）